

No.	PLAN						DO		CHECK						ACTION		担当部署		
	総合計画 基本計画	款	項	目	事業名	事業の目的	事業の概要	※令和元年度の事務事業単位で評価を行っているため、実績及び決算見込額が 平成30年度の事務事業単位と異なる場合があります。	H30実績	事業費 H30 決算見込額 (千円)	成果指標名	H29 成果	H30 目標	H30 成果	必要性	有効性		効率性	事業費の 方向性
43	3-④消防・ 救急体制を 整える	9	1	6	危険物施設指導事業費	危険物規制事務及び対象施設への 予防査察	①危険物施設への立入検査 ②危険物施設等の許可 ③煙火消費許可 ④権限移譲事務 ⑤湖西市危険物安全協会事務局	・危険物施設への立入検査件数 232件 ・危険物施設等の設置及び変更許可申請件数 143件 ・煙火消費許可件数 24件 ・権限委譲事務 1件 ・湖西市危険物安全協会会員数 68会員 ・火災原因調査 0件	1,886	危険物火災及び事 故件数0件	0	0	0	A	A	A	維持	消防の目的を達成するた めに必要であり、一定の 効果を得ている事業であ るため今後も引き続き継 続、維持の事業である。	予防課
44	3-④消防・ 救急体制を 整える	9	1	6	予防指導事業費	法令に基づく防火対象物に対する予 防査察及び消防用設備等の審査・ 検査等の実施、事業所に対する訓 練指導を実施して火災を未然に防ぎ 、めざすまちの姿に寄与する。	①防火対象物の予防査察 ②建築同意事務 ③消防用設備等の検査 ④事業所に対する訓練指導	・防火対象物の予防査察 140事業所、283棟 ・建築同意件数 73件 ・消防用設備等の設置検査 48件 ・事業所等に対する訓練指導 75回 ・火災原因調査	602	防火対象物からの 出火件数(件)	0	0	3	A	A	A	維持	消防の目的を達成するた めに必要であり、一定の 効果を得ている事業であ るため今後も引き続き継 続、維持の事業である。	予防課
45	3-④消防・ 救急体制を 整える	9	1	6	警防業務活動費	市民の安全・安心を確保するため、 消防活動及び警防体制を整える。 (消防法第1条、消防組織法第1条)	①複雑・多様化する各種災害への対応 ②消防訓練の実施 ③必要資器材の整備	・災害出動(火災出動17件、警戒出動52件、PA出動(救急活動支援)403件 ・消防訓練の実施 第1当直、第2当直で年合計79回実施 ・各種研修会、署外訓練の参加 ・器材等の整備(消防ホース、消防用薬液、防毒マスク等特殊災害 資器材、隊員保護用資器材) ・警防資器材の修繕 ・各種測定機器の保守点検	3,861	消防ホース整備数	22	20	20	A	A	A	維持	事業の目的である「市民 の安全を確保する」を達 成する上で必要な事業で ある。	消防署
46	3-④消防・ 救急体制を 整える	9	1	6	署予防業務費	予防査察、火災調査及び予防広報 を実施することにより、火災の出火 防止及び人的・物的被害の軽減を図 る。 (消防法第1条、第4条、第31条)	①査察規程に基づく予防査察の実施 ②福祉部局と連携し、一人暮らし高齢者世帯の防火診断を実施 ③予防課と連携した防火指導の実施 ④火災原因調査により、出火傾向や対策を検討 ⑤予防査察研修及び火災調査研修の参加	・防火対象物の予防査察 468棟 ・高齢者世帯の防火診断 222戸 ・幼稚園、保育園等の花火教室 予防課の要請により、4回実施 ・事業所の訓練指導 予防課の要請により、17回実施 ・住宅用火災警報器設置調査 予防課の要請により、200世帯実施 ・火災原因調査の実施及び調査書類の作成 17件 ・予防査察研修及び火災調査研修の参加 20回	423	予防査察実施件 数(棟)	393	559	468	A	A	A	維持	事業所等の火災予防の観 点から引き続き予防査察 が必要である。	消防署
47	3-④消防・ 救急体制を 整える	9	1	6	救急業務費	救急活動及び救急体制を整える。 (消防法第1条、消防組織法第1条)	①救急災害への対応 ②救命資器材整備事業 救命資器材の充実を図り、適切な処置の実施、救命率の向上に努 める。 ③滅菌・消毒用資器材整備事業 ④救急資器材を清潔に保ち、感染防止に努める。	・救急災害への対応 救急出動件数 2,175件 搬送人員 2,046人 ・救急隊員の研修 48回 418人 ・救急訓練 96回 658人 ・事後検証会 8回 210人 ・救命資器材整備事業 ・滅菌・消毒用資器材整備事業 ・救急車及び救急資器材の消毒2,175回 応急手当普及資器材の 消毒88回 ・救急資器材を清潔に保ち、感染防止に努める。	2,802	救急訓練実施数	88	96	96	A	A	A	維持	救急活動を行うために必 要な資器材であるとともに 、継続的に資器材の整備 を実施、救急隊員が活動 しやすい環境を整備し病 院前救護体制を整える。	消防署
48	3-④消防・ 救急体制を 整える	9	1	6	救助業務費	救助活動及び救助体制を整える。 (消防法第1条、消防組織法第1条)	①救助災害への対応 ②救助資器材整備事業 救助資器材に不備が無いよう整備を徹底し、救助活動の向上に努 める。 ③水難救助資器材整備事業 水難救助資器材に不備が無いよう整備を徹底し、救助活動の向上 に努める。	・救助資器材整備 ・水難救助資器材整備 ・救助研修2回(参加人数4人)、講師派遣1回 ・救助技術大会 ・救助出動32件、救助人員22人 ・合同救助訓練6回、署外救助訓練3回、救助訓練75回、水難救助 訓練17回	3,424	救助資器材の検 査	104	71	68	A	A	A	維持	救助資器材、水難救助資 器材は、救助事業及び支 援活動に対応するため、 更新計画に沿った整備を 行う。更新計画があつて も、消耗の激しい資器材 は積極的に更新する。	消防署
49	3-④消防・ 救急体制を 整える	9	1	6	警防業務推進事業	県内外の消防本部との連携、各種 災害の対応を強化する。	①規定、要綱等の制定・変更 ②国・県、消防機関等との連絡調整 ③各種訓練の企画立案	・規定、要綱等の制定・変更 ・国・県、消防機関等との連絡調整 ・各種訓練の企画立案(訓練9回) ①緊急消防援助隊情報伝達訓練、②緊急消防援助隊応援出動訓 練、③緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練、④県際消防連絡会 合同訓練、⑤総合防災訓練、⑥地域防災訓練、⑦消防団、消防本 部連携訓練、⑧静岡県マリナー協会合同水難訓練、⑨西部地域道 路啓開実働訓練	135	警防課が企画立 案した各種訓練回 数	10	10	9	A	A	A	維持	所属内での訓練に限らず 、各種合同訓練等へ積極 的に参加することにより、 連携を深め技術の向上を 図る。 市ホームページ等を有効 活用し、広報活動を行う。	警防課
50	3-④消防・ 救急体制を 整える	9	1	6	救急業務推進事業	医療機関及び県内消防本部との連 携、救急隊員の育成等、救急業務 の対応を強化する。	①MC協議会関連事業 ②救急隊員育成・各種研修・学会派遣 ③救急救命士就業前病院研修	・MC協議会関連事業 定例会1回(3名)、推進者会議5回(12名)、事後検証会4回(53名)、 救急救命士病院実習(10名)、救急隊員病院実習(8名)、気管挿管 病院実習(2名)、ビデオ喉頭鏡病院実習(4名)、指導救命士養成研 修(1名)、その他研修会6回(19名)、担当者会4回(4名)、西部地区 救急技術研修会(17名)、作業部会3回(3名) ・救急隊員育成・各種研修・学会派遣 各種研修、学会12回(27名)参加 事後検証会12回(67名)、運行調 整委員会(1名)参加 ・救急救命士就業前病院研修20日間(3名)参加	2,894	救急隊員各種研 修、学会への派遣 者数(人)	257	250	234	A	A	A	維持	当直人員を確保して、各 種研修・学会等へ派遣す る。	警防課